

令和7年台風第22号・第23号による暴風・大雨に係る
八丈町災害廃棄物等処理実行計画



(第1版) 令和7年12月25日

(第2版) 令和8年3月31日

東京都八丈町

目 次

第1章 計画の基本的事項.....	1
1.1 目的.....	1
1.2 計画の位置付け.....	1
1.3 災害廃棄物等の処理方針.....	1
1.4 処理主体.....	2
1.5 実施体制.....	2
1.6 処理期間.....	2
1.7 財源.....	2
1.8 処理フローの概要.....	2
第2章 処理実行計画.....	3
2.1 処理の対象.....	3
2.2 災害廃棄物等発生量の推計.....	3
2.3 処理の基本的な考え方.....	12
2.4 災害廃棄物等の処理の状況.....	13
2.5 島外処理.....	22
第3章 作業計画.....	29
3.1 作業概要.....	29
3.2 各業務の概要.....	30
3.3 処理スケジュール.....	35
第4章 計画の見直し.....	37

第1章 計画の基本的事項

1.1 目的

八丈町（以下「町」という。）では、令和7年10月8日から13日にかけて八丈島を襲った台風第22号及び第23号により、人的被害はなかったものの、島内全域で暴風による屋根の飛散や外壁損壊といった被害が発生した。さらに、観測史上最大の降雨となり、線状降水帯による大雨と暴風の影響で木々が倒れ枝葉が散乱する被害が相次ぎ、ひいては斜面崩壊による土砂災害も発生した。加えて、家屋の浸水により家具・家電等にも被害が及んだ。

発災後、家屋等から排出される片付けごみや自費解体に伴い排出された災害廃棄物の仮置場への搬出が行われている。令和8年4月以降、損壊家屋等の公費解体や枝葉や倒木（以下「倒木等」という。）の回収も本格的に開始することから、今後も相当量の解体廃棄物や倒木等が発生することが見込まれる。

令和7年度台風第22号・第23号被害による暴風・大雨に係る八丈町災害廃棄物等処理実行計画（以下「本実行計画」という。）は、災害に伴って多量に発生した災害廃棄物等について、生活環境の保全等に配慮しつつ、適正かつ円滑、迅速に処理を進めるために必要な事項をとりまとめることを目的として、令和7年12月25日に第1版を策定した。

その後、発災から約5ヶ月が経過し、令和8年2月末までの災害廃棄物の搬入量及び処理量の実績が明らかになるとともに、災害廃棄物の処理工程が概ね確定したため、本実行計画を改定した。

1.2 計画の位置付け

本実行計画は、策定中の「八丈町災害廃棄物処理計画」の内容を踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画として作成したものである。

1.3 災害廃棄物等の処理方針

町では、災害廃棄物等の処理方針を表1-1のように定め、令和7年11月13日に発表している。

表 1-1 災害廃棄物等の処理方針

災害廃棄物等の処理方針	
第一	町民の生活環境を保全するため、優先度の高いものから迅速に災害廃棄物等の処理を進める。
第二	災害廃棄物等は、できる限り島内で処理を行う。島内で処理を行うことが困難な災害廃棄物等は、島内で前処理（選別、破碎処理等）を行った上で、島外でその後の処理を行う。
第三	災害廃棄物等の分別を徹底し、埋立処分量の削減及び再資源化に努める。
第四	島内で行う災害廃棄物等の処理は、島内の事業者へ委託して行う。
第五	災害廃棄物等の島外への運搬は、八丈島と東京港との間に定期航路を定めている海運業者に委託し船舶により行う。
第六	災害廃棄物等の処理に係る経費の削減に努める。
第七	災害廃棄物等の処理に当たっては、環境省、東京都及び区市町村等に協力を要請する。

（令和7年11月13日八丈町公表）

1.4 処理主体

災害廃棄物は、廃棄物処理法において一般廃棄物に分類されるため、その処理主体は、廃棄物処理法第6条第1項及び第2項に基づき、八丈町とする。町による島外搬出のほか、平時の処理先とは異なる場合には、東京都からの島外処理が必要な場合の自治体間等の調整のほか、技術的指導や助言等を受ける。

1.5 実施体制

災害廃棄物等の処理は、廃棄物処理法の規定に基づき町が行うことが原則であるが、今回の災害廃棄物等の発生量及び島内処理施設の処理能力に鑑みると、町だけで対応することが困難であることから、東京都からの支援を積極的に受ける。また、島外処理に係る業務は、町より東京都を通じて、東日本大震災や大島町における災害廃棄物等の処理のノウハウを有する（公財）東京都環境公社（以下「公社」という。）への包括委託により実施する。

1.6 処理期間

令和8年12月末の処理完了を目標とする。また、仮置場として利用する公園等における土間面に含む残さ物等の処理及び表土の入替え等は、搬出終了後、速やかに原状復旧等の作業完了を目指す。ただし、損壊家屋の解体・撤去の進捗等を踏まえ、適宜見直すものとする。

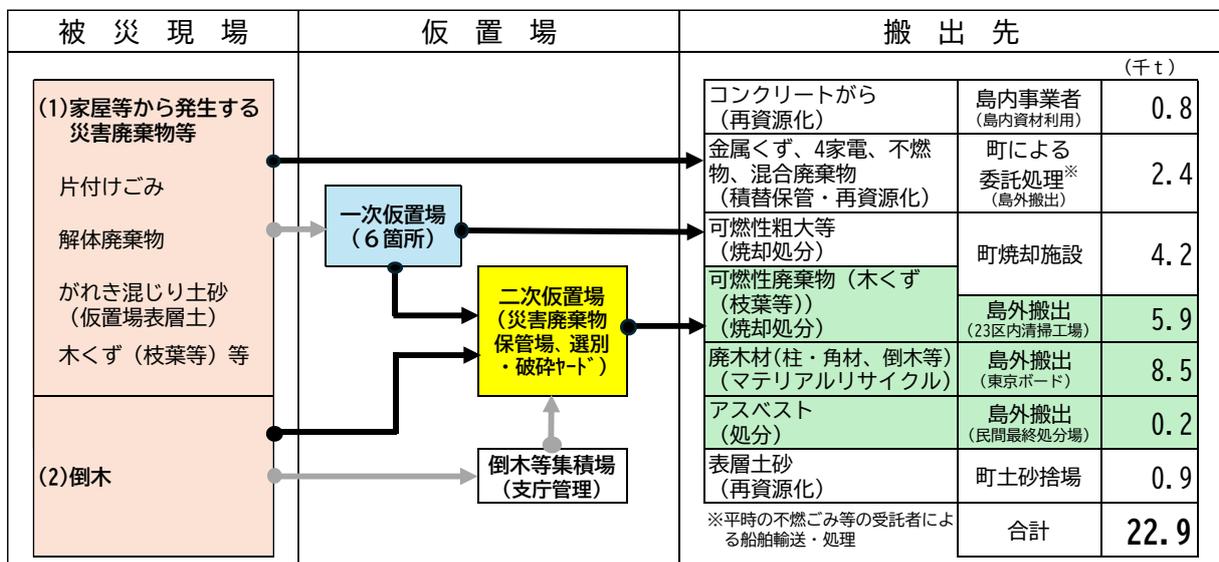
1.7 財源

財源として、町の一般財源のほか、東京都災害復旧事業及び国（環境省、国土交通省）の災害廃棄物等の処理に係る補助制度等を活用する。

1.8 処理フローの概要

災害廃棄物等における被災現場、仮置場、搬出先の処理フローの概要を図1-2に示す。

図 1-2 災害廃棄物等の処理フロー（概要）



第2章 処理実行計画

2.1 処理の対象

本災害では、災害廃棄物（片付けごみ、解体廃棄物）のほか、倒木等も相当量発生しており、生活環境の保全及び公衆衛生の観点から処理を行う必要がある。

島内における通常の倒木等の処理方法を表 2-1 に示す。枯枝・枯草は八丈町クリーンセンターで受入れ可能であるが、施設の安定稼働のため、枯らした状態かつ径 5 cm、長さ 50 cm、1 日 100 kg までしか受入れできない。径 20cm、長さ 120cm までの伐採木は、八形山リサイクルヤードへの持込みが可能で、ヤード内に設置された可動式の小型破碎機でチップ化されているが、径 5 cm 以上の伐採木はチップ化に向かないため、枝打ちしてから搬入する必要があるほか、リサイクルできないものや有毒性がある樹木等は搬入不可となっている。南原処理場でも伐採木の受け入れが可能であるが、受入ヤードに限りがあり、受入品目にも制限がある。本災害により発生した倒木等の発生量は、災害廃棄物等の全体発生量の約 7 割以上を占め、町の現行の処理方法では処理期間内に全量処理することは困難である。

そのため、処理対象には、災害廃棄物のほか、倒木等も含めることとし、処理に当たっては、廃棄物処理法第 4 条第 2 項及び第 3 項並びに第 4 条の 2 に基づき、国土交通省及び東京都と相互に連携を図り、島内処理を優先に島外処理も見据えながら、適切かつ速やかに災害廃棄物等を処理する。

なお、本実行計画（第 1 版）では、末吉地区で発生した土砂災害に伴う土砂等についても処理対象に含めていたが、発生した土砂の大半は、被災現場での分別により、島内で土砂としての運搬や資材利用することが可能で、がれき混じり土砂として処理する必要がなくなったため、災害廃棄物等の処理対象から除外した。

表 2-1 島内における通常の伐採木等の処理方法

品目	持ち込み先
少量（1 日 100kg まで）の枯枝、枯草 （径 5cm、長さ 50cm まで）	八丈町クリーンセンター（無料）
伐採木（径 20cm、長さ 120cm まで） ※リサイクルできないもの（落ち葉、 草、つる、根、廃材など）は搬入不可	八形山リサイクルヤード（無料）
伐採木（径 50cm、長さ 300cm まで） ※草・葉・根を除く	南原処理場（有料）

2.2 災害廃棄物等発生量の推計

2.2.1 推計方法

本実行計画（第 1 版）の策定時点においては、「災害廃棄物対策指針」（平成 30 年 3 月 29 日、環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室。以下「指針」という。）の技術資料（以下「技術資料」という。）【14-2】に示されたフェーズ 3-1 の推計方法を用いて、災害廃棄物等発生量を推計した。

本実行計画（第 2 版）では、実行計画の見直し時の推計であるフェーズ 4 の推計方法を用いて、災害廃棄物等発生量の推計を行った。

表 2-2 災害フェーズごとの推計

フェーズ		推計式の考え方		推計式
フェーズ3-1	災害廃棄物処理実行計画（発災から1か月程度）の策定時の推計 【実行計画（第1版）で採用】	片付けごみの排出が概ね終了している場合	全体量： 片付けごみ及び公物等量の搬入実績＋今後発生する解体廃棄物量 片付けごみ量： 上記搬入実績に含まれる	今後の解体廃棄物量： 建物撤去予定棟数×建物発生原単位
フェーズ4	災害廃棄物処理実行計画の見直し時の推計 【実行計画（第2版）で採用】	全体量：搬入実績＋処理実績＋今後発生する解体廃棄物量 片付けごみ量：上記搬入・処理実績に含まれる		今後発生する解体廃棄物量： 建物撤去予定棟数×建物発生原単位 片付けごみ量：実績値

出典：災害廃棄物対策指針の技術資料【技 14-2】災害廃棄物等の発生量の推計方法 P17

2.2.2 一次仮置場等への搬入実績

令和8年2月末までの一次仮置場等への搬入量（発災時からの累計）を表 2-3、各一次仮置場における搬入量の推移を図 2-1 に示す。一次仮置場等における災害廃棄物等の搬入量の合計は7,752t と推計される。

令和8年2月末時点において、町民等からの片付けごみの一次仮置場等への持込はほぼ落ち着きつつある一方で、自費解体による解体廃棄物の一次仮置場等への持込は継続している。町は、令和8年6月より公費解体を実施する予定で、片付けごみは公費解体直前に排出されることが多く、また、罹災証明の申請が無い空き家を含む建物から、5月の大型連休等を利用して片付けごみが排出されることが想定される。

倒木等の一次仮置場5か所のうち、3か所（檜立仮置場、中之郷仮置場、末吉仮置場）については、民有地であったり、家屋が近接したりすることから、町民等より早期の閉鎖及び返還の要請があり、令和8年1月末に閉鎖した。このうち2仮置場（檜立仮置場、中之郷仮置場）に集積していた倒木等は、南原スポーツ公園災害廃棄物二次仮置場の選別・破砕ヤード（以下「二次仮置場選別・破砕ヤード」という。）が整備されるまでの間、長期間の集積による火災発生防止の観点から、大賀郷仮置場に搬出し、保管している。また、都道上の倒木等の一部は、東京都八丈支庁が、末吉運動場倒木等集積場又は南原スポーツ公園サッカー場倒木等集積場（以下「支庁管理倒木等集積場」という。）に集積し、管理している。

表 2-3 一次仮置場等及び搬入量（令和 8 年 2 月末時点）

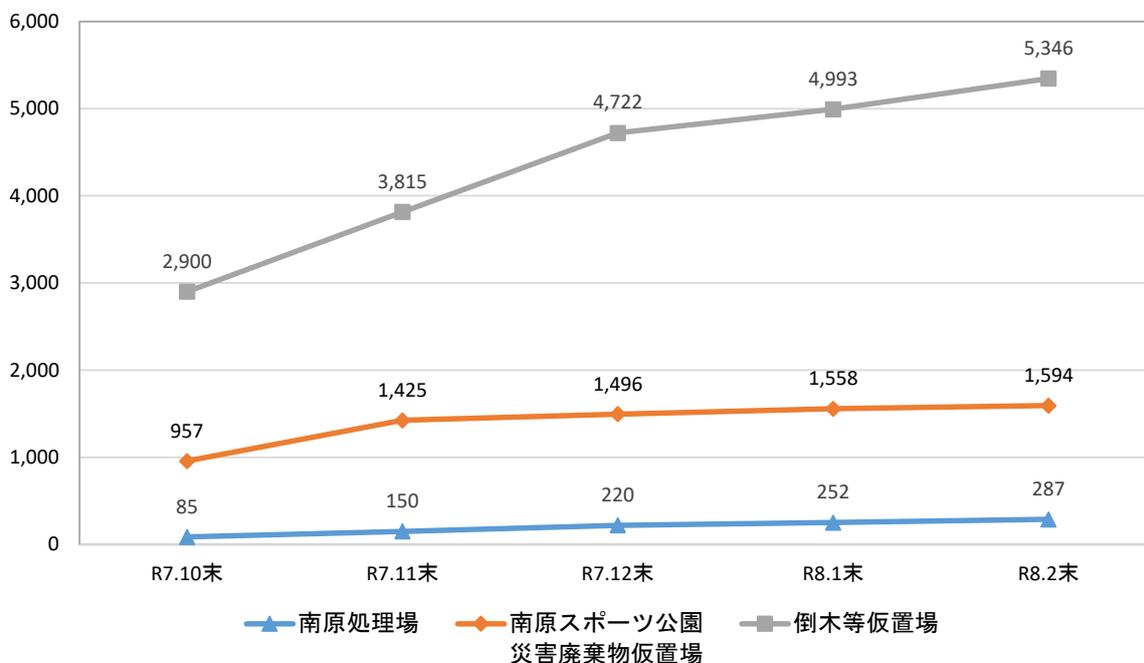
受入先	受入対象物	搬入実績量（t）
①八丈町クリーンセンター	片付けごみ （可燃物）	124※ ¹
②八丈町南原処理場 （有明興業八丈島営業所）	片付けごみ（粗大ごみ等） （解体廃棄物を除く）	320※ ²
③浅沼組砕石再生プラント	解体廃棄物 （コンクリートがら）	368
①南原スポーツ公園災害 廃棄物仮置場	解体廃棄物（建材等） （コンクリートがらを除く）	1,594
②大賀郷仮置場	倒木等	2,447※ ³
③三根仮置場		2,500
④末吉仮置場		399
i 末吉運動場倒木等集積場		3,795
ii 南原スポーツ公園サッカー場 倒木等集積場		1,128
合計		12,675

凡例：①町の清掃工場、②町の粗大・不燃ごみ処理の委託先、③民間の産業廃棄物処理施設、①～④町の一次仮置場、i ii 東京都八丈支庁管理の倒木等集積場

※¹ 八丈町クリーンセンターの搬入実績量は、発災直後の令和 7 年 11 月末までに町民等により持ち込まれた災害廃棄物（可燃物）の焼却処理量

※² 町民より持ち込まれた家電 4 品目の持込量（32t）を含む

※³ 樫立仮置場及び中之郷仮置場からの搬出量を含む



※南原処理場の搬入量には、家電 4 品目の持込量を含めない。

※倒木等仮置場の搬入量には、八丈支庁管理の倒木等集積場における集積量は含めない。

図 2-1 災害廃棄物等の搬入量の推移

令和8年2月末時点における一次仮置場等における集積量等を表2-4に示す。

表2-4 一次仮置場等における集積量等（令和8年2月末時点）

分類	種類		集積量（t）
災害廃棄物等	家屋等から発生する 災害廃棄物等	一次仮置場への搬入量	1,594
		処理施設への搬入量	812
	倒木等	一次仮置場等への搬入量	10,269
合計			12,675

2.2.3 島外への搬出実績（処理実績）

令和8年2月末までの搬出量（発災時からの累計）は、表2-5に示すとおり、162tとなっている。

片付けごみについては、町民等によって南原処理場に持ち込まれ、計量等を行った上で、有明興業（株）のコンテナ（8 m³）（以下「有明コンテナ」という。）に積込みを行い、有明興業（株）の若洲工場へ島外搬出を行っている。

また、南原スポーツ公園災害廃棄物仮置場に搬入された解体廃棄物等のうち、廃木材（柱・角材等）については、仮置場内で東京都等が所有する災害廃棄物運搬用コンテナ（16 m³）（以下「都コンテナ」という。）に積込みを行い、有明興業（株）八丈島営業所にて計量後、八丈港へ運搬し、公社が手配した地元運送業者（東海汽船）の定期航路によって島外搬出を行い、木くずのマテリアルリサイクル施設等にて資源化を行っている。

表2-5 島外への搬出量（令和8年2月末時点）

災害廃棄物の種類	搬出先	搬出実績量（t）	搬出期間
木質類	有明興業（株）若洲工場	65	R8.2～R8.12末 （予定）
プラスチック類		10	
金属くず（家電4品目）		32 (878台)	R7.11～R8.12末 （予定）
家具類		30	R8.2～R8.12末 （予定）
廃木材（柱・角材等）	マテリアルリサイクル施設 （東京ボード工業（株））	25	R8.1～R8.12末 （予定）
合計		162	

2.2.4 発生見込量の推計

① 片付けごみ

町（税務課）は、令和7年10月31日より罹災証明書の発行を行い、罹災判定に係る建物調査を同年12月5日までに完了していたが、令和8年2月に改めて被害認定調査を実施した結果、建物被害棟数が増加した。

建物被害棟数及び片付けごみ量の推計結果を表2-6に示す。なお、建物被害棟数には、罹災証明書が発行された建物棟数に加えて、罹災証明書の申請は行われていないものの、被害認定調査によって建物被害（全壊相当であって建物性が無いと判定された建物）が確認できた棟数（空き家も含む）も含めている。

建物被災棟数（見込）及び片付けごみ量を表2-6に示す。

片付けごみ量は、最大約697tと推計される。令和8年2月末時点における片付けごみの搬入量は444tであり、今後の発生見込量は253tと推計される。

表 2-6 建物被災棟数（見込）及び片付けごみ量（令和8年2月末時点）

	罹災区分		建物被害棟数（棟）			発生原単位 (t/棟) ^{※1}	片付けごみ量 (t)
			木造	非木造	合計		
推計	住家	全壊	14	1	15	1.7	26
		大規模半壊	12	0	12		20
		中規模半壊	25	4	29		49
		半壊	25	3	28		48
		準半壊	114	11	125		213
		一部損壊 ^{※2}	681	112	793		
		計	871	131	1,002		355
	非住家	全壊	42	9	51	1.7	87
		大規模半壊	22	1	23		39
		中規模半壊	18	1	19		32
		半壊	32	2	34		58
		準半壊	56	18	74		126
		一部損壊 ^{※2}	245	166	411		
		計	415	197	612		342
推計量合計						697	
実績	八丈町クリーンセンター		可燃物			124 ^{※3}	
	南原処理場		片付けごみ			287	
			家電4品目			33	
			搬入量合計			444	
発生見込量（＝推計量合計－搬入量合計）						253	

※1 片付けごみの発生原単位は、水害の発生原単位1.7t/棟を適用した

※2 一部損壊の建物を含めた場合、搬入量実績に対し片付けごみ量が過剰に推計されるため、一部損壊の建物は推計の対象外とした

※3 八丈町クリーンセンターにおける可燃物の持込は、発災直後から令和7年11月末まで

¹ 建物性が認められるためには、①土地に定着しており（定着性）、②屋根及び周壁又はこれに類するものを有し（外気分断性）、③その目的とする用途に供し得る状態（用途性）があるものでなければならない、とされている。（出典：公費解体・撤去マニュアル 第5版（令和6年6月、環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室）

② 解体廃棄物

町は、令和7年12月に実施した罹災判定に係る建物調査により全壊と認定された家屋51棟を対象に、現況把握及び解体時のアスベスト飛散防止のための事前調査（以下「全棟調査及び石綿事前調査」という。）を令和8年1月10日から12日まで実施した。

結果、令和7年12月末時点において、解体済（自費解体）の建物が25棟、未解体の建物が26棟、罹災証明の申請が無い所有者不明建物（全壊相当の空き家を含む）が15棟確認された。

本実行計画（第2版）では、今後の解体廃棄物量の発生見込量を明らかにするために、自費解体で発生した解体廃棄物量と未解体建物からの解体廃棄物量をそれぞれ算出した。

解体済建物からの解体廃棄物は、南原スポーツ公園災害廃棄物仮置場及び浅沼組砕石再生プラントに搬出されていることから、令和7年12月末時点の両施設への搬入量(1,798t)を自費解体による解体済建物（25棟）からの解体廃棄物量とみなした。一方で、全棟調査及び石綿事前調査により、10棟前後の建物で基礎部分が残置されていることが確認できたため、自費解体により撤去することを想定して発生量に含めた。

未解体建物26棟については、所有者に公費解体を申請する意向があることを確認している。一方、所有者不明建物15棟については、建物の状態等から全壊相当で建物性を有していない場合には、平時において産業廃棄物（建設工事）を所管する東京都に対し、廃棄物処理法上の廃棄物該当性の判断について意見照会を行う。その上で、町は、占有者の確認を得られなくても、生活環境保全上支障がある廃棄物と判断した建物については、撤去・解体を行う方針である。

解体廃棄物量の推計結果を表2-7に示す。解体廃棄物量は、令和7年12月末までの自費解体により仮置場に持ち込まれた解体廃棄物量（1,798t）に、未解体建物（今後公費解体予定）からの解体廃棄物発生見込量3,081tを加えて、合計4,879tと推計される。

表 2-7 全壊建物被害棟数及び解体廃棄物量（令和7年12月末時点）

対象建物	建物区分	建物構造	解体済 （自費解体）		未解体 （公費解体予定）		合計 （解体済+未解体）	
			棟数 （棟）	延床面積合計 （m ² ）	棟数 （棟）	延床面積合計 （m ² ）	棟数 （棟）	延床面積合計 （m ² ）
建物被害棟数 （全壊）	罹災証明発行済の建物	住家 木造	7	749.7	10	970.9	17	1,720.6
		住家 非木造	0	0.0	1	222.5	1	222.5
		非住家 木造	14	950.8	10	854.9	24	1,805.7
		非住家 非木造	4	154.1	5	2,007.5	9	2,161.6
		小計	25	1,854.6	26	4,055.9	51	5,910.5
	所有者不明の建物	非住家 木造	0	0.0	15	1,248.0	15	1,248.0
		小計	0	0.0	15	1,248.0	15	1,248.0
	合計		25	1,854.6	41	5,303.9	66	7,158.5
	解体廃棄物量 (t)	罹災証明発行済の建物	1,798		2,357		4,155	
		所有者不明の建物	-		624		624	
解体済建物の基礎部分		-		100		100		
合計		1,798		3,081		4,879		

③ 倒木等

倒木等の発生量については、発生場所に応じて、町の所管部署（建設課等）及び東京都八丈支庁によって推計されている。発生場所別の倒木等の発生量を表 2-8 に示す。

町が管理する倒木等の一次仮置場には、宅地、町道に加えて、発生場所が不明で町民等により持ち込まれた倒木等（重量ベースで約 9 割が枝葉、残り 1 割が倒木）が集積されている。

都道の倒木等は、東京都八丈支庁により、末吉運動場倒木等集積場又は南原スポーツ公園サッカー場倒木等集積場を集積、管理されている。なお、都道の倒木等は、ドローンによる撮影画像より、約 9 割が倒木、残り 1 割が枝葉と推定される。

倒木等の一次仮置場等への集積量は、令和 8 年 2 月末時点において、発生量（16,414t）の約 6 割にあたる 10,269t となっている。一次仮置場等を集積された倒木等は、令和 8 年 6 月以降に、二次仮置場選別・破砕ヤードへ搬出し、選別・破砕処理後に島外処理を行う予定である。

なお、農地及び町公共施設（海山くらし館）の倒木等は、一次仮置場及び二次仮置場を経由せず、被災現場で切断等を行い、島内処理を行う予定である。

表 2-8 倒木等の発生量

発生場所	ごみの種類	発生量 (t)	一次仮置場 使用有無 (~R8.5)	二次仮置場 使用有無 (R8.6~)	処理方法 (島内 or 島外)
宅地	倒木等	3,161	○	○	島外
町道	倒木等	491	○	×	島内
不明（町民等による 片付けごみの持込）	木くず (枝葉等)	3,448	○	○	島外
都道	倒木等	6,600	(4,923) ※1	○	島外
小計		13,700	5,346 ※2 (10,269) ※3	-	
農地	倒木等	2,500	×	×	島内
町公共施設 (海山くらし館)	流木	214	×	×	島内
合計		16,414	-	-	-

※1 東京都八丈支庁管理の倒木等集積場における集積量

※2 令和 8 年 2 月末時点の一次仮置場における集積量

※3 都道分も含めた集積量

④ 土砂等

建築廃材等を仮置きしている南原スポーツ公園災害廃棄物仮置場（第一会場、第二会場）の敷地（5,800 m²）には、ガラス片などの廃棄物が残ることから、搬出完了後（令和9年1月以降）、仮置場の原状復旧として、表土を10cm程度はぎ取り、土砂と廃棄物に選別する。廃棄物を除去した土砂は町の土砂資材置き場に搬入し復興資材として埋め戻し、廃棄物は対象物にあわせて処理を行う。

土砂等発生量は、対象となる仮置場の敷地面積に基づき、原状復旧時に排出される表層土砂の量を推計した。土砂等の発生量を表 2-9 に示す。

なお、倒木等の一次仮置場は、自然由来の枝葉、倒木等の集積場所として利用していることから、表土のはぎ取り等は実施しない。

表 2-9 土砂等の発生量

発生する 廃棄物	対象とする仮置場	敷地面積 (m ²)	はぎ取り厚 (m)	土砂量	
				(m ³)	(t)
がれき混じり土砂	南原スポーツ公園 災害廃棄物仮置場 (第一会場・第二会場)	5,800	0.1	580	928
				合計	928

※土砂量に、比重 1.6 を乗じて重量換算を行った

⑤ まとめ

以上より、本実行計画（第2版）における災害廃棄物等発生量の推計結果を表 2-10、令和8年2月末時点における災害廃棄物等の種類別発生見込量、集積量及び処理済量を表 2-11 に示す。

表 2-10 災害廃棄物等発生量の推計結果

フェーズ	災害廃棄物等発生推計量 (t)				ガレキ混じり 土砂発生量 (t)
		家屋等からの発生量		枝葉・倒木等 (t)	
		片付けごみ (t)	解体廃棄物 (t)		
① 町速報値 (フェーズ1)	36,000	4,500	10,500	21,000	117,000
② 本実行計画（第1版） (フェーズ3-1)	28,400	2,600	4,800	21,000 (R7.11 末:2,773)	117,000
③ 本実行計画（第2版） (フェーズ4)	21,990	697	4,879	16,414 (R8.2 末:10,269)	928

※枝葉・倒木等の量のうち、()内の数値は一次仮置場及び東京都八丈支庁管理の集積場への集積量を示す

表 2-11 災害廃棄物等の種類別発生見込量、集積量、処理済量

種類		災害廃棄物量（単位：トン）			
		被災現場 （発生見込量）	集積量※ ¹ （発災～R8.2末）	処理済量※ ² （発災～R8.2末）	合計
災害 廃 棄 物	木くず（建材等）	1,158	699	90	1,947
	可燃物	39	51	124	215
	不燃物	97	100	10	207
	コンクリートがら	448	-	368	816
	金属くず	705	446	32	1,183
	混合ごみ	575	344	30	949
	その他（処理困難物等）	145	114	-	259
	小計	3,167	1,754	654	5,576
	木くず（枝葉等）	1,746	5,304	-	7,050
	合計	4,913	7,058	654	12,626
倒木等	4,399	4,965	-	9,364	
仮置場表層土砂	928	-	-	928	
合計	10,241	12,022	654	22,918	

※ 端数処理の関係で、各項目の和が合計値と一致しない場合がある

※¹ 集積量：南原スポーツ公園災害廃棄物仮置場及び倒木等の一次仮置場（東京都八丈支庁管理の倒木等集積場を含む）における集積量

※² 処理済量：八丈町クリーンセンターでの処理量（可燃物）、浅沼組処分場での受入量（コンクリートがら）、有明興業（株）による島外搬出量、公社による廃木材（柱・角材）の島外搬出量

2.3 処理の基本的な考え方

災害廃棄物等の処理は、表 1-1 に示す町の処理方針を踏まえ、以下のとおりとする。

(1) 迅速な撤去・処理による公衆衛生の確保

町民の生活環境の保全と早期の復旧・復興を実現していくため、迅速に災害廃棄物等を撤去し、処理を行う。

(2) 可能な限り島内で処理

災害廃棄物等の処理は、町、島内事業者及び東京都島嶼町村一部事務組合の処理施設を最大限活用して行う。島内だけで目標期間内での処理が難しい災害廃棄物等は、島内で前処理（選別、破砕処理等）を行った上で、島外へ搬出し、23 区内の清掃工場やマテリアルリサイクル施設等で処理し、目標処理期間内での処理完了を目指す。なお、町道、農地及び海山くらし館の災害廃棄物及び倒木等は、町による島内処理を最優先とする。加えて、島内において有効活用するため、二次仮置場における倒木の破砕・選別処理について検討を行う。

(3) 資源化の推進と適正処理

処理方針に基づき分別を徹底し、島内処理、ならびに、島外処理においても再資源化に努める。

島内業者が有する設備や施設、重機や車両等を最大限活用し、資源可能なものは既存のリサイクルルート等にて処理を行う。また、コンクリートがら等は、島内で資源化した後に、地産地消の復興資材としての活用を推進する。

再資源化が難しい場合については、減容化・無害化を目的とした焼却処理等により、適正処理を進める。

(4) 経済的な処理の実施

処理の効率性や費用対効果等を踏まえた処理方法を検討し、災害廃棄物等の処理に係る経費の削減に努める。

2.4 災害廃棄物等の処理の状況

2.4.1 災害廃棄物等の処理概略

災害廃棄物等の処理概略を図 2-2 に示す。

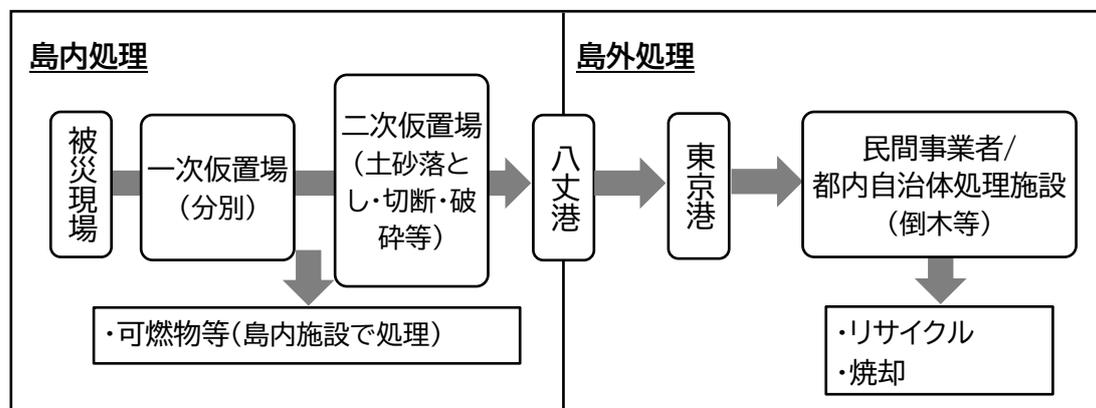


図 2-2 災害廃棄物等の処理概略

2.4.2 島内処理

(1) 一次仮置場

① 設置状況

令和 8 年 3 月末時点における一次仮置場の設置状況を表 2-12、町の廃棄物処理施設及び一次仮置場等の位置図を図 2-3 に示す。

発災後、町は、町民が片付けごみ等を持ち込むための一次仮置場を 6 か所開設していたが、このうち、倒木等を受け入れていた 3 か所（檜立仮置場、中之郷仮置場、末吉仮置場）は、令和 8 年 1 月末に閉鎖している。その他 3 か所の一次仮置場（南原スポーツ公園災害廃棄物仮置場、大賀郷仮置場、三根仮置場）は同年 5 月末をもって閉鎖を予定しているが、南原スポーツ公園災害廃棄物仮置場は、同年 6 月以降、南原スポーツ公園災害廃棄物保管場として転用予定である。

町は、令和 8 年 6 月以降、公費解体を開始予定であり、公費解体で発生したコンクリートがらを除く解体廃棄物等は南原スポーツ公園災害廃棄物保管場、コンクリートがらは浅沼組碎石再生プラントで受け入れる。

加えて、町民が持ち込みを行う一次仮置場としての位置付けではないが、末吉運動場倒木等集積場及び南原スポーツ公園サッカー場倒木等集積場には、都道の倒木等が集積されている。

表 2-12 一次仮置場の設置状況

名称	所在地	受入対象物	面積 (㎡)	受入開始日	閉鎖予定	解消予定	公地/ 民地
①南原スポーツ公園災害廃棄物仮置場※ (第一会場、第二会場)	八丈町大賀郷 8316-1	解体廃棄物 (コンクリートがらを除く)	5,800	令和7年 10月11日	令和8年 5月末 (令和8年 12月末)※1	令和9年 1月以降	公地
②大賀郷仮置場	八丈町大賀郷 4343-1	倒木等	2,268	令和7年 10月10日	令和8年 5月末	令和8年 10月末	公地
③三根仮置場	八丈町三根 3487-1		5,824	令和7年 10月11日	令和8年 5月末	令和8年 10月末	公地
④檜立仮置場	八丈町檜立 721-1		1,474	令和7年 10月12日	令和8年 1月末 (閉鎖済)	令和8年 1月末	民地
⑤中之郷仮置場	八丈町中之郷 1448-1		564	令和7年 10月11日	令和8年 1月末 (閉鎖済)	令和8年 2月末	公地
⑥末吉仮置場	八丈町末吉 798-1		720	令和7年 10月18日	令和8年 1月末 (閉鎖済)	令和8年 3月末	公地

※ 南原スポーツ公園災害廃棄物仮置場は、令和8年6月以降は南原スポーツ公園災害廃棄物保管場へ転用予定



出典：地理院タイル (<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>) を加工して作成

図 2-3 町廃棄物処理施設及び一次仮置場等の位置図

② 一次仮置場の管理

南原スポーツ公園災害廃棄物仮置場は、町及び仮置場の運営委託業者により、作業環境・周辺環境の保全に留意しつつ、災害廃棄物等の搬入・搬出を継続して実施する。

仮置場の環境保全対策として、ごみを保管する場所を可能な限り鉄板や砕石等の敷設を行う。

③ 災害廃棄物等の町民等による搬入先

被災現場からの災害廃棄物等は、その種類及び時期に応じて、表 2-13 の搬入先に集積する。

表 2-13 災害廃棄物等の搬入先

種類		搬入先	
		～令和 8 年 1 月末	令和 8 年 2 月 ～令和 8 年 5 月末
家屋等から発生した災害廃棄物等	片付けごみ	ガラス付きサッシ	②八丈町南原処理場(有明興業八丈島営業所) (町民等持込)
		プラスチック類	
		木質類	
		金属類	
		家具類	
		業務用家電	
		その他 (処理困難物含む)	
	木くず (枝葉等)	②大賀郷仮置場 ③三根仮置場 ④樫立仮置場 ⑤中之郷仮置場 ⑥末吉仮置場	②大賀郷仮置場 ③三根仮置場
	解体廃棄物	木くず (柱・角材等)	①南原スポーツ公園災害廃棄物仮置場 (自費解体分を含む。)
		金属くず	
混合ごみ			
不燃物			
その他			
コンクリートがら	③浅沼組砕石再生プラント		
倒木等		②大賀郷仮置場 ③三根仮置場 ④樫立仮置場 ⑤中之郷仮置場 ⑥末吉仮置場	②大賀郷仮置場 ③三根仮置場 ■末吉運動場倒木等集積場※ ■南原スポーツ公園サッカー場 倒木等集積場※

※東京都八丈支庁管理による倒木等の集積場所

(2) 二次仮置場

二次仮置場は、災害廃棄物保管場と選別・破砕ヤードから構成される。二次仮置場における処理フローを図 2-4 に示す。

① 災害廃棄物保管場

南原スポーツ公園災害廃棄物仮置場は、令和 8 年 5 月までは一次仮置場として利用するが、同年 6 月以降は、災害廃棄物保管場へ転用する。町民等からの災害廃棄物の持込は同年 6 月末まで受け入れることとし、同年 7 月以降は、町に申請のあった災害廃棄物のみ受け入れるものとする。

災害廃棄物保管場では、解体廃棄物のうち、南原処理場にて受入不可のものとなる建築廃材及び処理困難物（石綿含有建築廃材等）について、場内で飛散防止や表示等の対策を行ったうえで、適切に保管する。

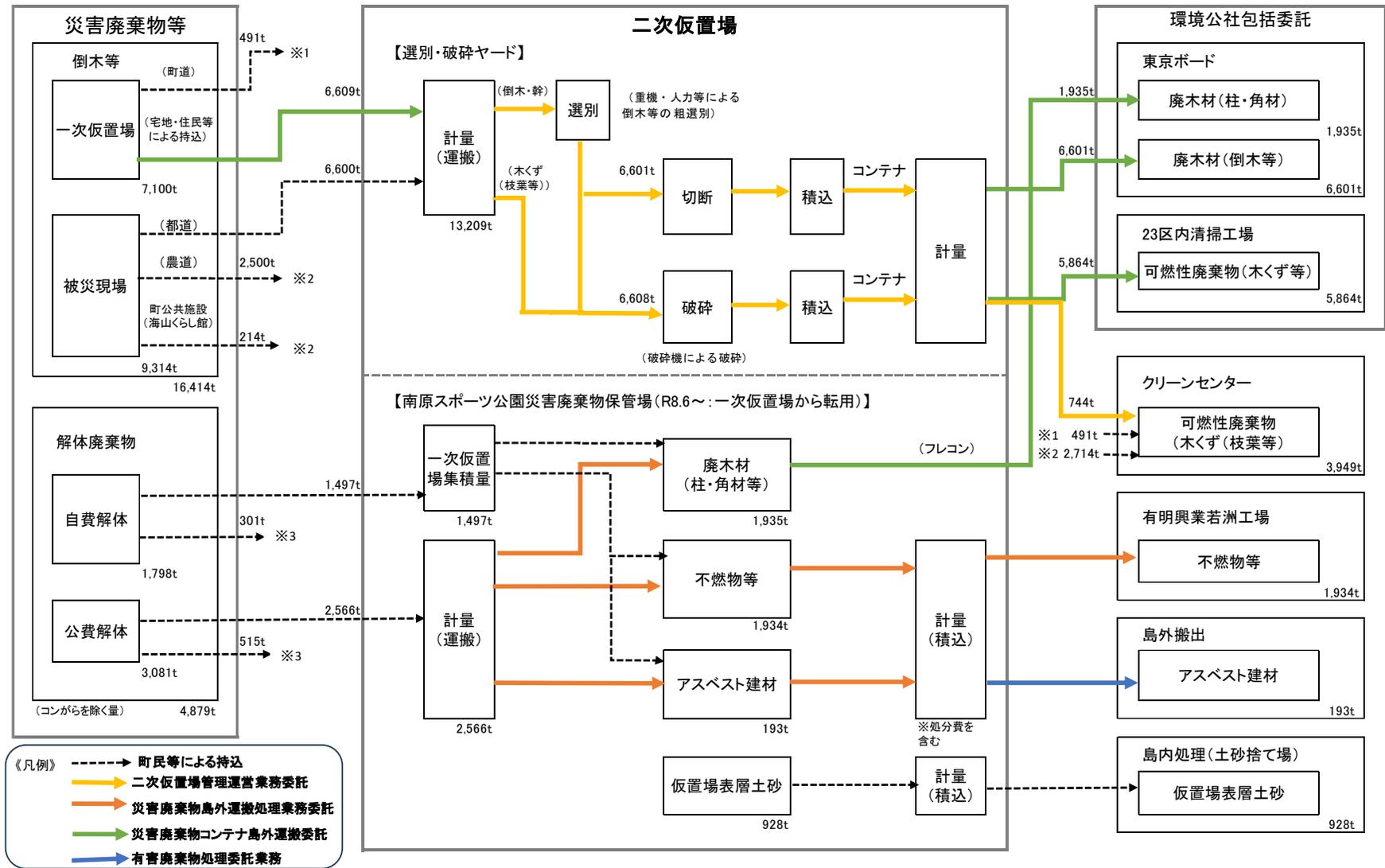
解体廃棄物の廃木材（柱・角材等）については、選別のうえ適当な長さに切断し、都コンテナに積み込んだ後、選別・破砕ヤードの設置する計量機（トラックスケール）で重量計量を行って、島外へ搬出し、木製合板等のマテリアルリサイクルを行う。

② 選別・破砕ヤード

(ア) 処理フロー

被災現場又は一次仮置場において、「①倒木」と「②木くず（枝葉等）」に分けて車両に積み込む。各車両は、二次仮置場で受付を行った後、車両ごとコンテナの重量を計量し、①倒木と②木くず（枝葉等）の各受入ヤードに分かれ、都コンテナの中身を荷降ろして、重機等による粗選別を行う。

幹・根等、資源化可能なものは重機等により都コンテナに入る大きさに切断を行い、都コンテナへ積み込み、重量計量を行った後に、島外へ搬出して、木製合板等のマテリアルリサイクルを行う。それ以外の枝葉等は、破砕処理を施して、重量計量を行った後に、八丈町クリーンセンター又は島外へ搬出して 23 区内の清掃工場でサーマルリサイクルを行う。泥、土砂等の性状が悪いものは、篩選別を行い、処理後物を島内処理用としてダンプトラックに、島外処理用として都コンテナに積み込む。



※1 大賀郷仮置場へ搬入後、町所有の小型破砕機でチップ化し、八丈町クリーンセンターで焼却処理
 ※2 被災現場で切断 (破砕) 後、八丈町クリーンセンターで焼却処理
 ※3 コンクリートがらは浅沼組処分場へ直送 (島内復興資材利用)

図 2-4 二次仮置場における処理フロー

(イ)整備予定地

整備予定地は、町有地の南原スポーツ公園近傍の緑地（有効面積：8,500 m²）とした（図 2-3）。当該用地は、従来雑草地であったが、生い茂っていた樹木等を一部伐採した後に測量を行い、有効面積の算定を行った後、配置計画等の設計を行った。

(ウ)前処理

ア 受入対象物：枝葉等、倒木

イ 前処理の方法

- ・被災現場又は一次仮置場から、「枝葉等」「倒木」を、車両を分けて搬入する。
- ・「倒木」の処理ラインでは、選別・切断処理後に倒木の幹を都コンテナに積込。切断時の残渣物は「枝葉等」の受入ラインに横持ち。
- ・「枝葉等」の処理ラインでは、破砕処理後に、八丈町クリーンセンターへ搬出するダンプトラック、又は、23 区内の清掃工場へ搬出するために都コンテナに積み込む。
- ・都コンテナは、搬出日までヤード内に貯留する。

ウ 前処理施設（破砕処理）の能力

- ・処理期間：令和 8 年 7 月から 12 月まで（日曜日を除く作業日 158 日）
 - ・処理能力：約 40t/日（倒木等：約 13,700t×40%（破砕率[※]）÷158 日≒35t/日）
 - ・焼却処理：島内約 4t/日、島外：約 36t/日（コンテナ約 9 基/日）
- ※破砕率は大島土砂災害の実績により、木くず再資源化と焼却処理の割合とした。

(エ)配置計画

二次仮置場（選別・破砕ヤード）の配置案を図 2-5 に示す。

島内外の清掃工場の受入基準に対応するとともに、島外搬出における運搬効率を高めるため、移動式破砕機の設置を計画する。設置の際は、騒音・振動等の生活環境保全上の措置を講じ、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物処理施設の設置手続きの軽微変更を行う。

設置に当たっては、整備予定地を伐採・造成し、設備の設置場所・搬入搬出ヤードの舗装、ごみの飛散を防止するためのフェンス等を設置する。舗装については、施工性、原状復旧等を踏まえて、碎石を敷き、要所に鉄板を配置する。場内の設備は、計量機（トラックスケール）、移動式破砕機、タイヤ洗浄機、飛散防止のための散水機等を整備する。また、都コンテナへの積込と島外搬出を効率的に行うため、ヤード内にコンテナ置き場を設置する。

(オ)設置に関する手続き

二次仮置場の設置にあたり、関係法令を遵守したうえで必要な手続きを行う(表 2-14)。

表 2-14 二次仮置場設置に関する手続き一覧

法令等	届出	期日
自然公園法	木竹の伐採	許可後着工
	土地の形状変更	許可後着工
廃棄物処理法	廃棄物処理施設軽微変更届	変更後遅滞なく
土壌汚染対策法	土地の形質変更届	着手 30 日前
東京都環境確保条例	土地利用の履歴等調査届出書	同上

③ 管理運営

災害廃棄物保管場と選別・破砕ヤードは、運営委託事業者により一体的に管理を行う。船舶輸送等の効率を高めるため、受入先の基準範囲内で、なるべく細かな破砕処理により比重を高めることに努める。

災害廃棄物保管場では、人工物として建材の柱・角材の切断処理等を行っていることから、選別除去されていることを確認するため、大気環境中の石綿測定を運用期間に月 1 回以上を実施する。

選別・破砕ヤードでは、倒木等の搬出入管理、倒木等の前処理、品質管理、仮置場の維持管理を実施する。なお、品質管理においては、それぞれの受入基準に合致するように、土砂の付着、異物の混入等を目視や検知器等の方法により管理する。23 区内の清掃工場において焼却処理を行う場合は、比重試験や性状試験等を行って搬出先となる施設へ提出する。

④ 原状復旧

災害廃棄物保管場では、建築廃材等を仮置きしているため、ガラス片などの廃棄物が残ることから、搬出完了後(令和 9 年 1 月以降)、仮置場の原状復旧として、表土を 10cm 程度はぎ取り、土砂と廃棄物に選別する。廃棄物を除去した土砂は町の土砂資材置き場に搬入し復興資材として埋め戻し、廃棄物は対象物にあわせて処理を行う。

選別・破砕ヤードでは、自然由来の枝葉、倒木等の集積場所として利用しているため、表土のはぎ取り等は実施しないが、必要に応じて復旧工事を実施し、原状復旧を行う。

⑤ 整備・運営スケジュール

二次仮置場の整備・運営スケジュールを表 2-15 に示す。

表 2-15 二次仮置場の整備・運営スケジュール

工程	災害廃棄物保管場	選別破砕ヤード	
		工事関係	管理運営業務
令和 8 年 4 月上旬	管理運営業務契約締結 運営開始	工事入札公告	管理運営業務入札公告
令和 8 年 4 月下旬	—	契約後着工	契約後資機材手配・調達
令和 8 年 5 月~6 月	—	造成工事	資機材到着後、段階的に 運営開始
令和 8 年 6 月~	—	竣工(外構を除く)	運営
令和 8 年 12 月末	閉鎖(運営終了)	—	閉鎖(運営終了)
令和 9 年 1 月以降	原状復旧工事		—

2.4.3 島内処理計画

島内で処理・処分が可能なものとして、表 2-16 及び表 2-17 を予定する。なお、中間処理量合計は、八丈町クリーンセンターの処理可能量を超過するため、倒木等の島内における有効利用についても継続して検討する。

表 2-16 中間処理計画

中間処理対象物	中間処理量 (t)			中間処理先 (管理者)
	R8.2 末までの実績量 (t)	処理見込量 (t)	合計 (t)	
可燃物	124 ^{※1}	-	124	八丈町クリーンセンター (町)
可燃性破砕処理後物	-	92	92	
可燃性廃棄物 (木くず、枝葉等)	-	3,949	3,949	
合計	124	4,041	4,165	

※可燃物の中間処理実績量は、発災直後から令和 7 年 11 月末までに町民等により持ち込まれた災害廃棄物 (可燃物) の焼却処理量

表 2-17 再生利用計画

再生利用対象物	再生利用量 (t)			再生利用先 (管理者)
	R8.2 末までの処理済量 (t)	処理見込量 (t)	合計 (t)	
コンクリートがら	368	448	816	浅沼組砕石再生プラント
選別土砂	-	928	928	町

2.5 島外処理

災害廃棄物等の処理は、島内の処理施設を最大限活用して行うが、島内だけで目標期間内での処理が難しい災害廃棄物等は、島内で前処理 (選別、破砕処理等) を行った上で、島外へ搬出し、目標処理期間内での処理完了を目指す。

島外処理には、町が島内事業者へ委託することによる島外処理 (町による島外処理) と、町が東京都を通じて公社へ委託することによる島外処理 (公社による島外処理) がある。

2.5.1 町による島外処理

南原処理場に持ち込まれた片付けごみ及び南原スポーツ公園災害廃棄物仮置場 (保管場) に搬入された解体廃棄物等は、町が有明興業 (株) への委託により、南原処理場で計量等を行った上で、有明コンテナ (8 m³) に積込みを行い、有明興業 (株) の若洲工場へ島外搬出を行う。

2.5.2 公社による島外処理

(1) 背景

倒木等の発生量は、約 16,414t と推計されており、災害廃棄物等の全体発生量の約 7 割以上を占めている。八丈町クリーンセンターでは、町道や農地等の倒木等の処理を優先することから、島内処理だけでは目標期間内での処理が困難である。

そこで、建材の柱や角材等の廃木材、倒木の幹部分については、選別・切断処理した上で島外のマテリアルリサイクル施設で処理を行う。それ以外の枝葉等については、直接又は選別・切断したうえで、八丈町クリーンセンター又は 23 区内の清掃工場で焼却するための前処理として破砕処理を実施する。

(2) これまでの経緯

町は、令和 7 年 11 月 13 日付「災害廃棄物処理に関する支援について（依頼）」により、東京都へ要請を行い、東京都からの島外処理スキームの提案を受け、当該スキームを使った島外処理を行うことを決定した。

令和 7 年 12 月 25 日には、町、東京都及び公社の 3 者で、災害廃棄物を円滑に処理できるように相互に協力することを目的とした「災害廃棄物の処理に関する基本協定書」を締結した。当該協定書に基づき、東京都が島内外処理に係る総合調整を担うほか、島外処理に係る船舶輸送、内地での陸送及び内地での処理委託については、公社が、町から災害廃棄物等の処理の包括委託を受け、再委託により実施する。

(3) 島外輸送

① 地域海運業者の活用

八丈港（底土（神湊）港及び八重根港）から東京港までの船舶運搬は、当該港との間に定期航路を定めている海運業者に委託して行う。各海運業者の運行条件を表 2-18 に示す。

運用するコンテナ数が少量の場合は定期航路を利用するが、定期航路の場合、積み込めるコンテナ数が限られる。そのため、島外搬出に使用する都コンテナが一定数量以上確保できた場合は、効率性及び経済性の観点から備船を活用した船舶運搬を検討する。なお、都コンテナは合計 88 基（都：80 基、公社：8 基）を使用予定であるが、概ね 40 基以上の運用が可能となる場合を備船活用への切り替えの目安とする。

表 2-18 地域海運業者の運行条件

地域海運業者	定期航路		運航頻度
	八丈港	東京港	
東海汽船株式会社 (伊豆七島海運株式会社)	底土（神湊）港 (八丈町三根 4184-1)	芝浦港 (東京都港区海岸 3-6-43)	週 3 回
	八重根港 (八丈町大賀郷 542-9)	芝浦港 (東京都港区海岸 3-6-43)	

② 都コンテナの利用

災害廃棄物等の島外への搬送に当たっては、災害廃棄物等の搬送専用の都コンテナ（図 2-7、図 2-6）を利用して密封性を保ったまま、地域海運業者の定期航路を利用した船舶輸送及び東京港から処理施設までの陸送を行う。

都コンテナは、東京都及び公社が必要基数を順次、準備する。

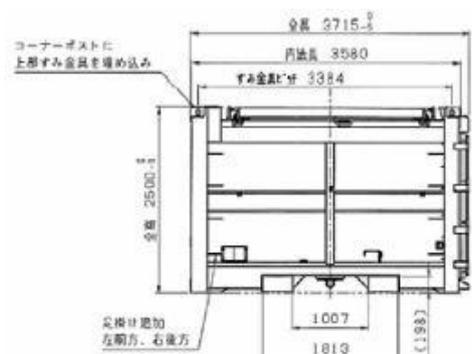


図 2-7 災害廃棄物等の搬送専用コンテナ



図 2-6 都コンテナ（写真）

(4) 受入基準

公社による島外処理を行う廃木材についての種類ごとの受入基準は表 2-19、混入禁止物は表 2-20 のとおりである。町は、この受入基準を満たすために必要な設備を整備するとともに、島外搬出前に基準の適合判定を行う。なお、判定にあたっては、公社による確認を受けるものとする。

表 2-19 種類ごとの受入基準

災害廃棄物等の種類		受入対象	受入条件	形状・寸法の基準
廃木材	廃木材 (柱・角材等)	柱・角材 合板・ベニヤ、パーティクルボード等の無垢材、木質家具・MDF・貼り物・表面加工物、フローリング材等の化粧板	<ul style="list-style-type: none"> 非鉄金属・大型金属（概ね100mm×100mm以上）が除去してあること。 付着物（泥、土砂、小石等）が除去してあること。 石膏ボードや廃プラ等の異物が除去してあること バックホウ等での積込作業はミンチ等の残渣を混入させないこと。 	各辺約2m以下 (チップ状及び繊維状のものは不可)
	廃木材 (倒木)	倒木の幹	<ul style="list-style-type: none"> 付着物（泥、土砂、小石等）が十分に除去してあること。 直径20～80cmで長さ2.0m～2.05mに切断した倒木であること。 夾竹桃の受入は不可(有毒性のため) 	

表 2-20 混入禁止物

混入（受入）禁止物	
(1) 生ごみ及び災害廃棄物以外の廃棄物	
(2) 災害廃棄物等のうち、次に掲げるもの	
①	特別管理一般廃棄物に該当するもの
②	PCB（ポリ塩化ビフェニル）を含むもの
③	石綿を含むもの
④	火災の発生の原因となるおそれのあるもの
⑤	液状、泥状、粉末状その他の飛散し、又は流出するおそれのある性状のもの
⑥	ふん尿
⑦	動物の死体
⑧	上記①から⑦に定めるもののほか、爆発性、毒性、感染性及び人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあると認められるもの

(5) 島外搬出計画

島外における災害廃棄物等の種類ごとの処理・処分計画は表 2-21 のとおりである。

処理先となる施設は、地域海運業者の船舶が、東京港（芝浦）で荷役作業を行う午前 8 時頃から午後 2 時頃までの約 6 時間の間に、災害廃棄物等を効率的に運搬できる場所に立地する都内の民間の木くずマテリアルリサイクル施設及び 23 区内の清掃工場とする。

表 2-21 処理・処分計画

災害廃棄物等の種類	前処理（破砕）の可否	処理量（t）	処分方法	処分先
金属くず、不燃物等	988	1,427	2,415	八丈町南原処理場 （有明興業八丈島営業所）
廃木材（柱・角材）※1	不要 （切断）	1,935	再資源化	木くずマテリアルリサイクル施設
廃木材（倒木等）※1	不要 （切断）	6,601		
可燃性廃棄物 （木くず（枝葉等））※2	要 （破砕）	5,864	焼却処理	23 区内の清掃工場

※1 廃木材（柱・角材）及び廃木材（倒木等）は、表 2-19 の受入基準を満たすもの

※2 可燃性廃棄物（木くず（枝葉等））は、表 2-19 の受入基準を満たさないもの

(6) 処理フロー

災害廃棄物等の処理フローを図 2-8 に示す。

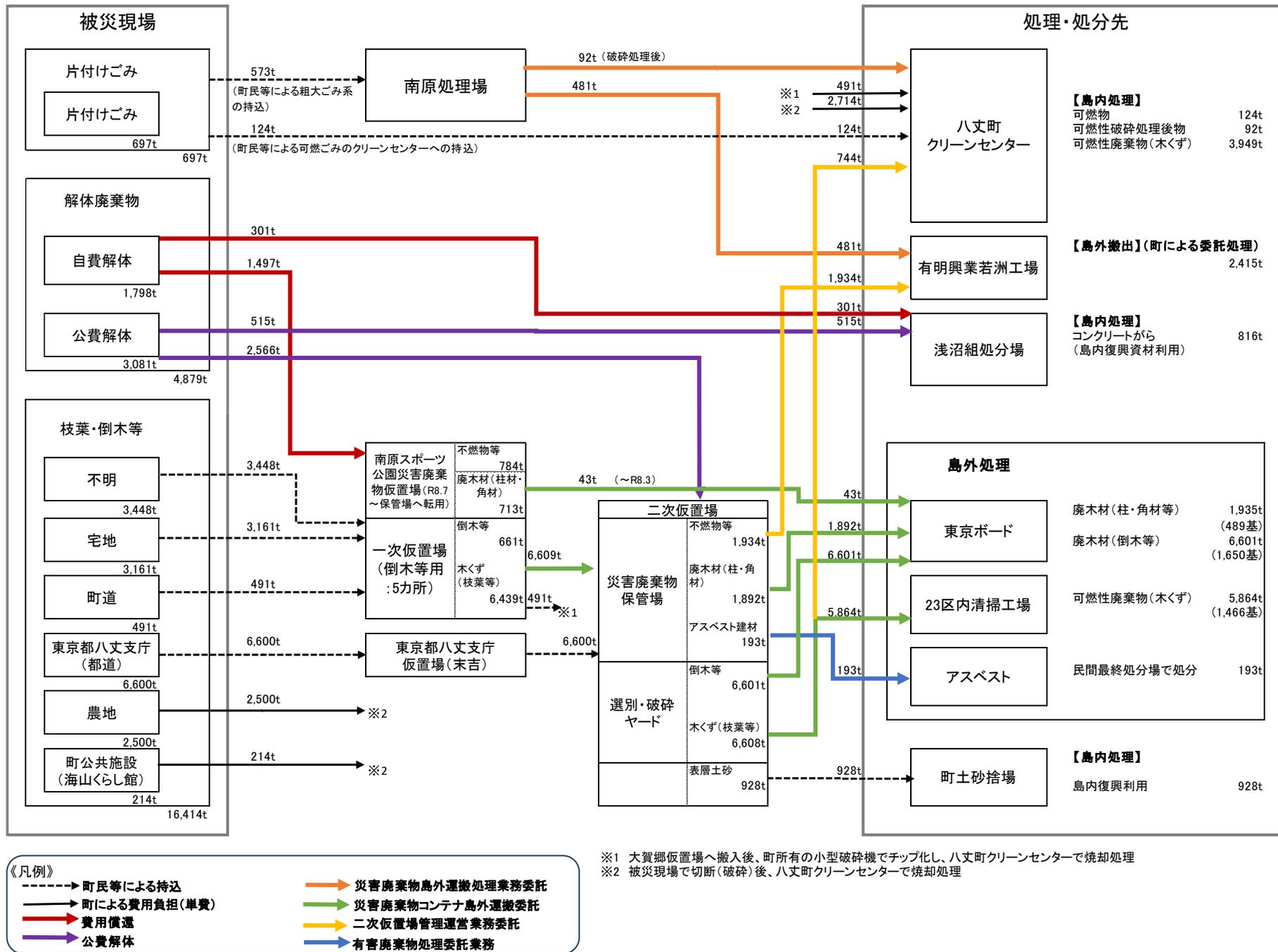


図 2-8 災害廃棄物等の処理フロー

(7) 種類ごとの処理方法

① 災害廃棄物等の性状と処理方法

災害で発生する廃棄物等の主な性状及び基本的な処理方法について表 2-22 に示す。

表 2-22 災害廃棄物等の性状及び処理方法

ごみの種類	性状・処理方法
<p>廃木材（柱・角材等）</p> 	<p>■性状 ①柱・角材等（付着物のないもの） ②板材、生木、木製家具等（付着物のないもの） ③付着物の少ない木くず（金属、プラスチック等） ■処理方法 一次仮置場で一時貯留した後、二次仮置場にて選別・切断処理した上で島外搬出し、マテリアルリサイクル又は島内外で焼却処理。ただし、粗選別のうえ切断後、直接コンテナに積み込み、島外処理することも有。 ※二次仮置場に移動式破砕機の設置を検討。</p>
<p>廃木材（倒木等）</p> 	<p>■性状 宅地や島内各所で発生した倒木等 ■処理方法 倒木の幹部分等は選別・切断処理した上で島外搬出しマテリアルリサイクル、それ以外の枝葉等は破砕処理した後に島内外で焼却処理。ただし、粗選別のうえ切断後、直接コンテナに積み込み、島外処理することも検討。</p>
<p>可燃性廃棄物</p> 	<p>■性状 ①プラスチック、紙、布類、木くず（可燃物と分けられないもの）、その他可燃物 ②和畳、スタイロ畳 ■処理方法 八丈町クリーンセンター（焼却施設）で処理</p>
<p>不燃物</p> 	<p>■性状 ①ガラス、陶磁器、石、アスファルト、レンガ等 ■処理方法 島内事業者による島外搬出、破砕等による再資源化</p>
<p>コンクリートがら</p> 	<p>■性状 主に建物や基礎等の解体により発生したコンクリート片やコンクリートブロック等 ■処理方法 鉄筋等と分別し、島内事業者の産業廃棄物処理施設で破砕後、再生砕石として利用（再資源化）</p>

ごみの種類	性状・処理方法
金属くず 	■性状 ①金属くず ②家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機） ③その他家電・小型家電 ■処理方法 島内事業者が有する既存のリサイクルルート等にて再資源化
混合廃棄物 	■性状 上記に含まれないが可燃系・不燃系の混合がれき ■処理方法 可能な限り選別を行った上で、島内事業者による島外搬出、破碎等による処理・処分
その他 	■性状 石綿含有廃棄物（石膏スレート、ケイカル板、コロニアル等） ■処理方法 フレコンバッグでの保管やブルーシート等により飛散防止措置を行い、適切に処理。処理先は民間の最終処分場での埋立処分を検討中であるが、一般廃棄物の越境搬入の事前協議については未実施。今後状況をみながら調整予定。
仮置場表層土砂 	■性状 建材等を仮置きしていた仮置場表土等 ■処理方法 表土を10cm程度はぎ取り、スケルトンバケツ、振動ふるい機などで、土砂と廃棄物に選別。廃棄物を除去した土砂は、復興資材にて埋め戻す。廃棄物は対象物にあわせて焼却処理又は埋立処分を想定。

② 処理困難物等の処理方法

災害で発生する可能性のある廃棄物のうち、処理が難しいものについて、処理・処分方法の例を表 2-23 に示す。処理先については一部検討中である。

表 2-23 処理困難廃棄物等の処理・処分方法の例

品目	処理・処分の方法
廃石綿等 （飛散性アスベスト） アスベスト含有廃棄物 （非飛散性アスベスト）	以下の飛散防止措置を行い、島外の安定型又は管理型最終処分場において埋立処分、あるいは溶融による無害化処理 【廃石綿等（飛散性アスベスト）】 フレコンバツク等により二重梱包 【アスベスト含有廃棄物（非飛散性アスベスト）】 飛散しないよう袋詰め等して保管
フロンガス封入機器 （業務用冷凍機器、空調機器等）	島内業者（第一種フロン類充填回収業者）が機器を回収し、フロン類を回収した上で処理
蛍光灯	一次仮置場にて保管、蛍光灯処理業者により処理

※処理・処分の方法は、関連する指針やマニュアルをもとに検討する。

第3章 作業計画

3.1 作業概要

災害廃棄物等の処理に係る業務として、図 2-2 のような流れを想定する。

【島内処理】

島内処理に係る以下の業務は、基本的には町又は町が委託した島内業者が実施する。

- ① 被災現場からの災害廃棄物等の収集・運搬
(片付けごみ以外の倒木等の収集・運搬、公費解体工事)
- ② 一次仮置場の運営・管理
- ③ 一次仮置場から二次仮置場までの運搬
- ④ 二次仮置場での選別・破砕
- ⑤ 一次・二次仮置場から処理先までの運搬
(島外処理に関しては、八丈港までの運搬、船舶へのコンテナの積込荷役)

【島外処理】

倒木等の島外処理に係る以下の業務は、町より東京都を通じて、公社に島外処理に係る業務の包括委託により実施する。

- ⑥ 八丈港から東京港への船舶輸送
- ⑦ 東京港から民間事業者又は都内自治体の処理施設までの陸送運搬
- ⑧ 民間事業者又は都内自治体への処理委託

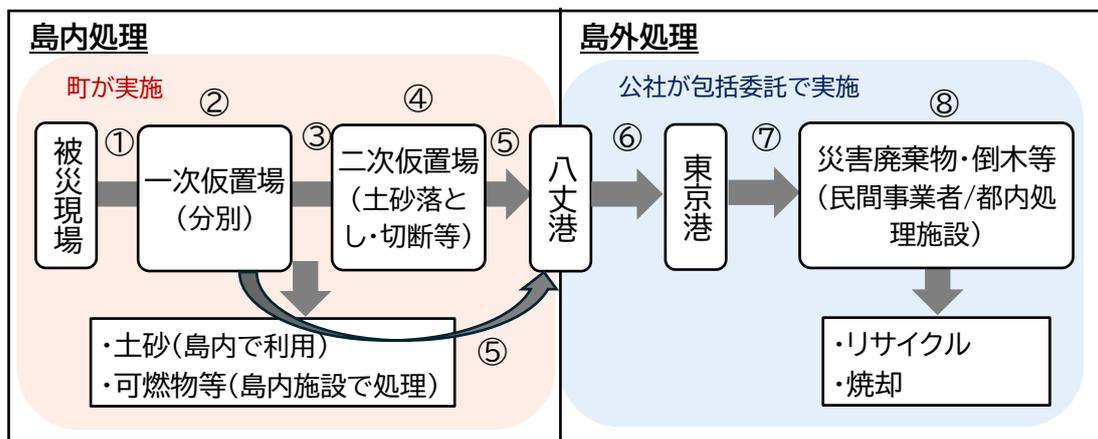


図 3-1 災害廃棄物等の処理に係る業務

3.2 各業務の概要

3.2.1 被災現場からの災害廃棄物等の収集・運搬（図 3-1 の①）

（1）自費解体・公費解体

自費解体・公費解体については、令和 8 年 2 月 1 日に制度の要綱を町ホームページ等を通じて配布・公表し、同年 4 月 1 日より申請を受け付ける。なお、自費解体については、解体作業及び島内処理先又は仮置場までの運搬を対象とする。

（2）被災現場からの災害廃棄物等の収集・運搬

町民等からの片付けごみの八丈町南原処理場への持込は、原則として令和 8 年 6 月末までとし、同年 7 月以降は、町に申請のあった片付けごみ、かつ、適切に分別されている場合のみ、受け入れるものとする。

自費解体による解体廃棄物等については、令和 8 年 5 月までは南原スポーツ公園災害廃棄物仮置場、同年 6 月以降は災害廃棄物保管場（南原スポーツ公園災害廃棄物仮置場からの転用）にて受け入れる。原則として同年 7 月以降は、町に申請のあった解体廃棄物、かつ、適切に分別されている場合のみ受け入れるものとする。

倒木等については、運搬車両の確保等が困難なこともあり、全体発生量のうち約 4 割がまだ被災現場にあることから、今後搬入量が増加してくることが想定される。倒木等については、可能な限り被災現場で分別した上で収集し、運搬車両へ積み込み、一次仮置場又は二次仮置場まで運搬し、積卸す。運搬時は、積載重量を確認するため、回数、運搬時間等を記録するとともに、目視等により搬入量を計測する。なお、東京都八丈支庁管理の倒木等については、二次仮置場を経由せず、集積場において粗選別のうえ切断後、直接コンテナに積み込み、島外処理を行うことも検討する。

3.2.2 一次仮置場の運営・管理（図 3-1 の②）

解体廃棄物の受入を行っている南原スポーツ公園災害廃棄物仮置場については、有明興業（株）に対し、継続して運営委託を行い、搬入時の受付、車両誘導、分別指導、搬入量の記録等を行う。

倒木等の受入を行っている 2 か所（大賀郷仮置場、三根仮置場）の一次仮置場については、技術コンサルタントへ継続的に委託し、定期的なパトロールの実施と搬入量の記録等を行う。

3.2.3 一次仮置場から二次仮置場までの運搬（図 3-1 の③）

（1）一次仮置場（南原スポーツ公園災害廃棄物仮置場）から南原処理場までの運搬

有明興業（株）と締結している南原スポーツ公園災害廃棄物仮置場運営業務委託において、南原スポーツ公園災害廃棄物仮置場又は保管場に集積している解体廃棄物を南原処理場へ運搬する業務についても委託する。令和 8 年 1 月より運搬を開始し、同年 12 月末には運搬完了を目指す。

南原スポーツ公園災害廃棄物仮置場に集積されている解体廃棄物を、分別された状態で運搬車へ積み込み、南原処理場まで運搬し、荷下ろしを行う。

運搬時は、積載重量を確認するため、南原処理場のトラックスケールを経由し、計量する。
運搬車両の識別を明確にし、数量を確認できるように、積載重量、回数、運搬時間、搬出入時間等を記録した日報を作成する。

(2) 一次仮置場におけるコンテナ積込及び二次仮置場までの運搬

① 一次仮置場に搬入された廃木材（柱・角材等）

一次仮置場（南原スポーツ公園災害廃棄物仮置場）に集積されている解体廃棄物のうち、廃木材（柱・角材等）については、二次仮置場（選別・破砕ヤード）を経由せず、一次仮置場にて粗選別のうえ切断後、直接都コンテナに積込み、島外処理を行う。

なお、令和8年1月より、木くずマテリアルリサイクル業者の受入基準（表 2-19）を満たす廃木材をコンテナに積み込み、島外搬出を行っている。令和8年2月末時点の島外搬出量は、25.27tとなっている。



写真：一次仮置場における積込作業



コンテナを搭載した車両



コンテナに積み込み中の廃木材（柱・角材等）

② 一次仮置場に搬入された倒木等

倒木等の受入を行っている 2 か所の一次仮置場（大賀郷仮置場、三根仮置場）より、二次仮置場（選別・破砕ヤード）へ運搬し、積卸す。

令和 8 年 5 月末までに業務委託契約を締結し、必要な資機材の調達、作業計画等の準備作業を経て、二次仮置場の運営開始が想定される同年 6 月より運搬を開始し、同年 10 月末には 2 か所の一次仮置場からの運搬完了を目指す。

運搬時は、積載重量を確認するため、二次仮置場（選別・破砕ヤード）に設置予定のトラックスケールを経由する。また、運搬車両の識別を明確にし、数量を確認できるよう、回数、運搬時間、搬出入時間等を記録した日報を作成する。

3.2.4 二次仮置場の運営・管理（図 3-1 の④）

（1）南原スポーツ公園災害廃棄物保管場

南原スポーツ公園災害廃棄物仮置場は、令和 8 年 6 月以降は、災害廃棄物保管場へ転用する。南原スポーツ公園災害廃棄物仮置場の運営委託を行っている有明興業（株）に対し、継続して保管場の運営委託も行い、搬入時の受付、車両誘導、分別指導、搬入量の記録等を行う。

災害廃棄物保管場の開設期間は令和 8 年 12 月末までとし、その後原状復旧を行う。原状復旧にあたっては、土間部分の表層土の入替えを行う。なお、表層土は土砂と廃棄物を分別して適切に処理する。

（2）選別・破砕ヤード

選別・破砕ヤードでの選別・破砕業務について、令和 8 年 4 月中に業務委託契約を締結し、造成工事着工、作業計画等の準備作業を経て、令和 8 年 6 月より段階的な運営の開始を目指す。

選別・破砕ヤードの開設期間は令和 8 年 12 月末までとし、その後原状復旧を行う。

3.2.5 一次・二次仮置場から八丈港への運送（図 3-1 の⑤）

一次・二次仮置場において廃木材等を積み込みされた都コンテナを八丈港まで運搬し、積卸す。

一次・二次仮置場から八丈港までのコンテナの運搬業務については、令和 8 年 1 月に業務委託契約を締結し、作業計画等準備作業を経て、同月より実施している。業務の実施期間は令和 8 年 12 月末とし、一次・二次仮置場及び八丈港での現場監理を含む。

3.2.6 港での船舶荷役

(1) 八丈港での作業 (図 3-1 の⑥)

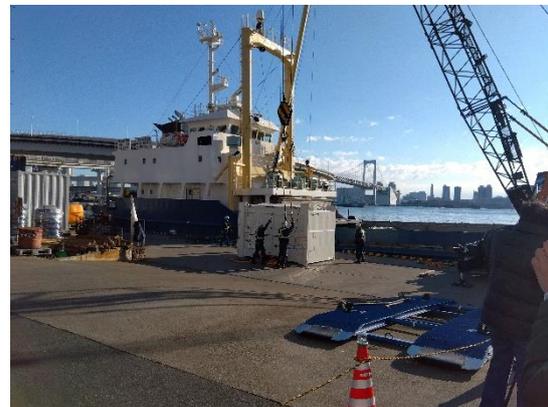
- ・八丈港では、空コンテナを船上クレーン（東海汽船）又は町が委託した荷役業者のラフテレーンクレーン等によって積下ろしする。
- ・廃木材等を積載したコンテナ（以下「実入コンテナ」という。）は、町が委託した荷役業者のラフテレーンクレーン等によって荷積みを行う。

(2) 東京港での作業 (図 3-1 の⑦)

- ・東京港では、空コンテナを積載したトラックからフォークリフトを使って積下ろしをし、ラフテレーンクレーン等によって、船上に荷揚げを行う。
- ・実入コンテナは、ラフテレーンクレーン等によって船上から積下ろしする。また、積下ろした実入コンテナは、フォークリフトを使って陸送業者のトラックに積載する。



写真：八丈港での船舶荷役作業



写真：東京湾での船舶荷役作業

3.2.7 東京湾から処理施設までの陸送運搬 (図 3-1 の⑧)

実入コンテナを東京港から木くずマテリアルリサイクル業者又は 23 区内の清掃工場まで、専用のコンテナ車によって陸送運搬する。

本業務は、廃棄物処理法施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「施行令」という。）第 4 条第 1 号から第 3 号までに規定する基準を満たし、かつ、次に掲げる作業を行うことのできる車両によって運搬できる陸送業者に委託して行う。なお、町は東京都から通知を受けた陸送運搬業者名簿の中から受託者を指定し、指定された受託者と公社で業務委託契約（再委託）を締結する。

<陸送業者の作業概要>

- ・コンテナ車を、東京港（芝浦）まで回送し、実入コンテナを受け取る。
- ・実入コンテナを公社が指定する処理施設まで運搬し、コンテナに積載された廃木材等をダンピングする。
- ・処理施設では、災害廃棄物等の重量を台貫で計量する。

- ・空コンテナを東京港（芝浦）まで運搬し、海運業者に引き渡す。
- ・東京港（芝浦）における実入コンテナの積込み及び積下ろしについては、公社が指定する海運業者が行うものとし、公社が指定した時間までに、公社が指定した場所に、コンテナ車を到着させる。



写真：実入コンテナを積載したコンテナ車



写真：コンテナ車ダンプ作業風景

3.2.8 民間事業者又は都内自治体への処理委託（図 3-1 の⑨）

廃木材（柱・角材、倒木等）及び可燃性廃棄物（木くず（枝葉等））は木くずマテリアルリサイクル業者又は 23 区内の清掃工場に搬入し、処理する。

搬入に際しては、都内自治体へ処理の要請を行い、その要請を承諾した都内自治体に、処理業務を委託する。島外処理委託は、令和 8 年 12 月末までを予定する。なお、町は東京都から通知を受けた木くずマテリアル業者名簿の中から処理業者を指定し、指定された受託者と公社で処理委託契約（再委託）を締結する。

3.2.9 廃木材等の島外搬出に係る各主体の役割

廃木材及び可燃性廃棄物（木くず（枝葉等））の島外搬出に係る各主体の役割の概念図を図 3-2 に示す。

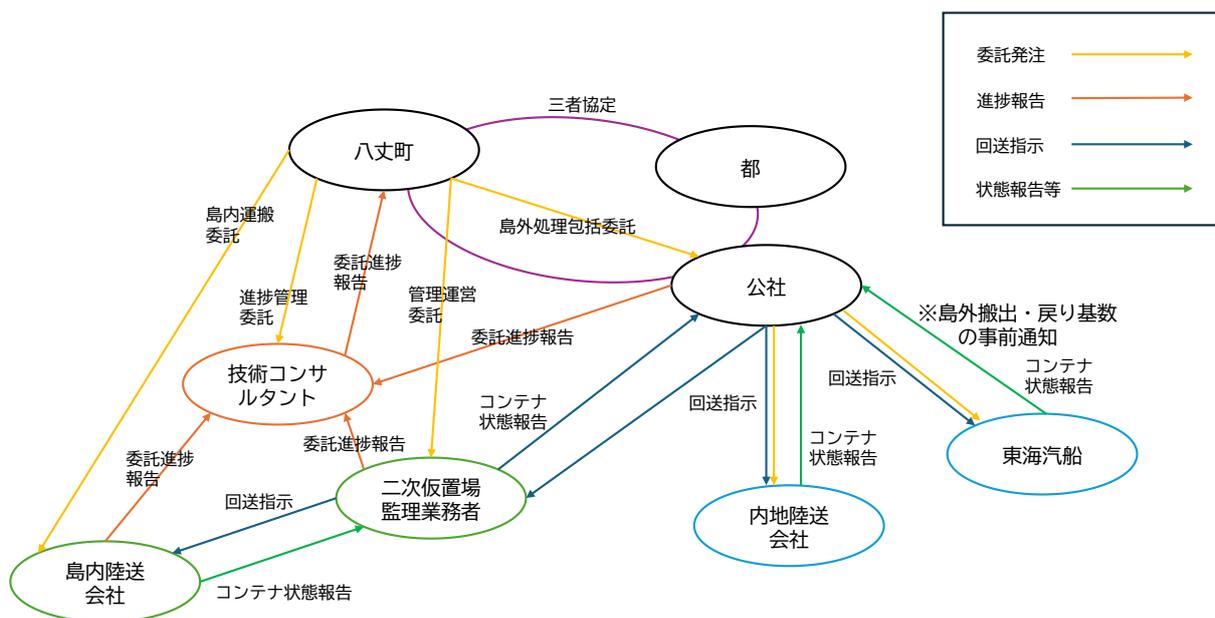


図 3-2 廃木材及び可燃性廃棄物（木くず（枝葉等））の島外搬出に係る各主体の役割の概念図

3.2.10 廃木材等のコンテナ運搬に係るフロー

廃木材及び可燃性廃棄物（木くず（枝葉等））の島外搬出（コンテナ運搬）に係るフローを図3-3に示す。

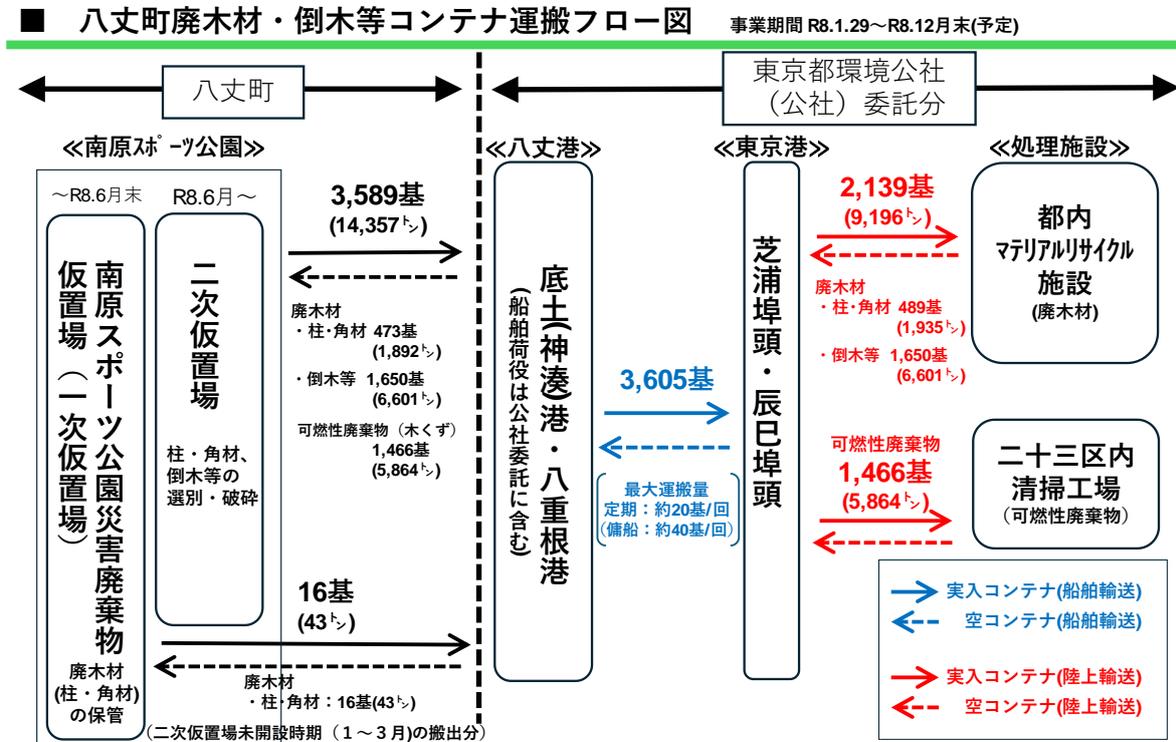


図 3-3 廃木材・倒木等の島外搬出（コンテナ運搬）フロー

3.3 処理スケジュール

処理の全体工程表を表 3-1 に示す。

被災者の生活再建を最優先に災害廃棄物等を適正かつ円滑、迅速に処理し、令和8年12月末を目途に処理を完了させるスケジュールとする。

二次仮置場の整備・運営及び公費解体の受付の開始遅延が生じているため、状況等に応じて、処理スケジュールの見直しを検討する。

表 3-1 全体工程表

工程			令和7年度						令和8年度											
			10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
町災害廃棄物処理実行計画					◎第1版			◎第2版												
			計画の見直し、改定																	
被災現場	片付けごみ等における町民等による持込		[Timeline bar]																	
災害廃棄物等の処理	一次仮置場	解体廃棄物	①南原スポーツ公園災害廃棄物仮置場（R8.6頃は保管場として利用）	運営		搬出			二次仮置場（災害廃棄物保管場）に転用											
		枝葉・倒木類	②大賀郷仮置場	運営		搬出			原状復旧											
			③三根仮置場	運営		搬出			原状復旧											
			④樫立仮置場	運営	搬出	原状復旧														
			⑤中之郷仮置場	運営	搬出	原状復旧														
			⑥末吉仮置場	運営	搬出	原状復旧														
	二次仮置場	災害廃棄物保管場	一次仮置場として運用						運営			搬出			原状復旧					
		選別破碎ヤード	測量・設計・発注			整備			運営			搬出			原状復旧					
	島内処理先	片付けごみ等（可燃ごみ、木くず（枝葉等）、コンガラ等）	①八丈町クリーンセンター ③浅沼組碎石再生プラント	町民等持込			解体等からの受入													
	町による委託処理	片付けごみ等（可燃性粗大、金属くず、家電4品目、不燃物、混合廃棄物等）	②八丈町南原処理場（有明興業八丈島営業所）	町民等持込			解体等からの受入													
	島外処理	廃木材、可燃性廃棄物（木くず等）	（公財）東京都環境公社へ包括委託（23区内の清掃工場・民間リサイクル施設）	海上輸送・マテリアルリサイクル・焼却処分																
	公費解体工事の実施	自費解体	災害廃棄物の一部受入れ		受付・書類審査			償還												
公費解体		受付・書類審査			解体工事															
その他（東京都八丈支庁管理倒木等集積場（倒木等））			運営			二次仮置場での受入れ			原状復旧											

第4章 計画の見直し

本実行計画は、災害廃棄物等の処理を適正かつ円滑、迅速に進めるために、令和8年3月末時点の処理状況、また、各種情報から推計した災害廃棄物等の発生量に基づき策定したものである。

今後、処理の進捗状況等も踏まえ、必要に応じてより効率的な処理方法を検討する等して、適宜、本実行計画の見直しを行うものとする。